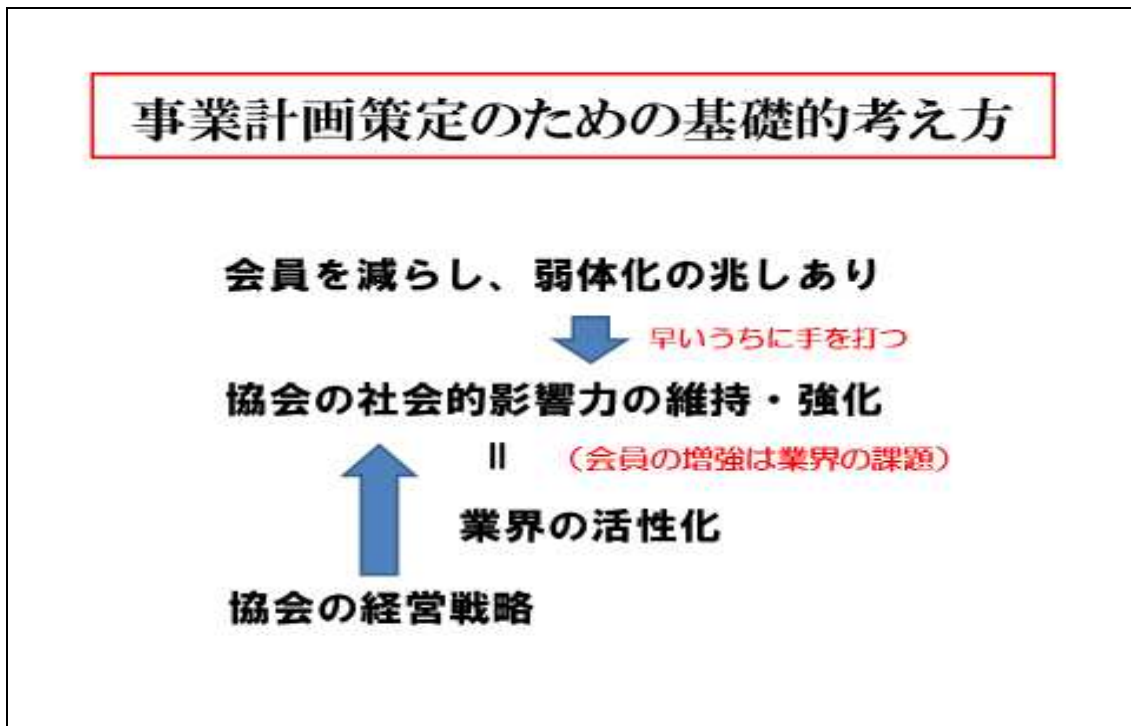


平成 26 年度 定時総会

質疑等・応答集

Q 1. 事業計画策定のための基礎的考え方について	P- 2
Q 2. 協会経営戦略の方向性について	P- 3
Q 3- 1. エコチューニング事業について	P- 5
Q 3- 2. 事業スキームについて	P- 6
Q 4. 保全業務マネジメントセミナーについて	P- 7
Q 5- 1. 共通仕様書・積算基準の改訂支援について	P- 8
Q 5- 2. 労働関係法令における発注者責任について	P-10
Q 5- 3. 契約上の取り扱いについて	P-11
Q 6- 1. 品質評価制度の見直しについて	P-12
Q 6- 2. 品質評価資格制度の推進に関する事業について	P-14
Q 7- 1. 入札・契約制度の見直しについて	P-17
Q 7- 2. 契約制度の改善事業について	P-18
Q 7- 3. 品確法改正に関連した取り組みについての要望について	P-19
Q 8- 1. 雇用確保対策について	P-22
Q 8- 2. 労働力不足への対応について	P-24
Q 9. 子ども向けキャンペーン活動について	P-25
Q10. 50周年事業と国際活動について	P-26
Q11. ALL JAPAN 結集のために(補足)について	P-27
Q12. 平成26年度予算報告について	P-28
Q13. WTOの適用除外について	P-29
Q14. TV会議システムを活用した研修・講習会の実施について	P-30
Q15. 労働災害防止の取り組みについて	P-31
Q16. 労働災害発生報告システムについて	P-32
Q17. 会費及び入会金見直しの進捗状況について	P-33
Q18. 講師の派遣について	P-39



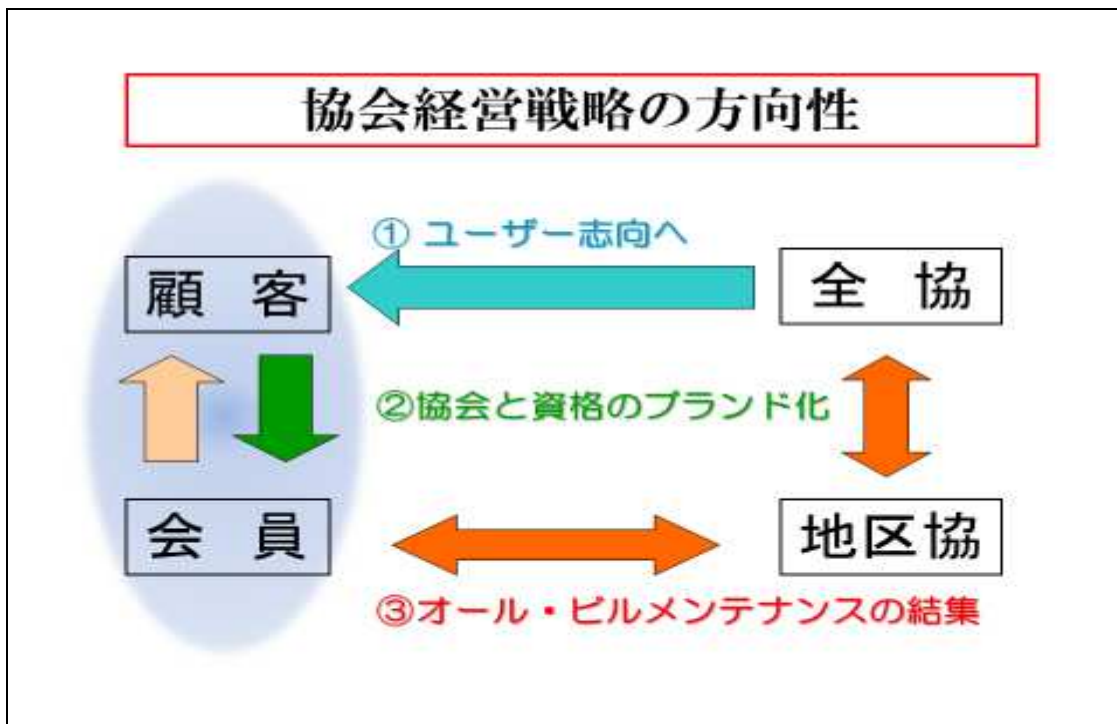
(A)

- 全国の会員数は2000年をピークに550社が減少し、現在は、約2,800社。
- このままの減少は、協会の社会的影響力を後退させ、業界の持続可能性への対策を収縮させていくことが懸念された。
- このような状況を克服するために全国協会は、事業を戦略的に計画、遂行していく意識的な取り組みを開始することとした（24年度から）。
- それは一朝一夕に実現するものではなく、全国協会の経営資源を総動員して、日々の意識改革、体質改善を積み重ねていくことによって初めて実現されるものである。
- 現状はまだ改革の途上にあり、27年度の事業計画辺りから本格化させたい。
- もちろん、26年度事業も端緒的な取り組みが開始されているので、取り組みの考え方とその事業の内容と展開について説明する。

現在、全国協会の戦略設定で検討している、基本的な考え方を簡単に示す。

この戦略は、協会を強化することが目的ではなく、協会が強化されることによって業界が活性化し、業界の社会的影響力を強めることを業界そのものの課題として、協会の経営戦略を組み始めた。

Q 2. 協会経営戦略の方向性について（事業計画_小項目No.6 1）



(A)

- 会員のニーズに応え、経営活動に価値をもたらすような協会事業を組み立てていくことが、協会の増強につながり、業界を活性化させ、ビルメンテナンスが社会を元気にしていくという好循環を作りだしていくものと確信する。
- このような循環の中に協会事業を位置づけ、その実践に会員の参加を促していくためには、まだ多くの論理構築と取り組みへの熱意が理解されていかなければならない。
- 26年度事業には、この図で示す戦略的事業の方向性を意識し、組み立てられている。
- 一つ目は、ビルメンテナンスのユーザーに向けた事業を中心軸にした組み立てを行う。ユーザーに協会と協会が推進する資格を信頼してもらい、ユーザーと会員企業の取引に役立つ事業展開を行う。
- 二つ目は、そのために、協会と協会が推進する資格をブランドにしていく。
- 三つ目は、オール・ビルメンテナンスとして結集し、全国協会と地区協会の会員は同一であり、地区協会との連携の中でしか効果は発揮されない。

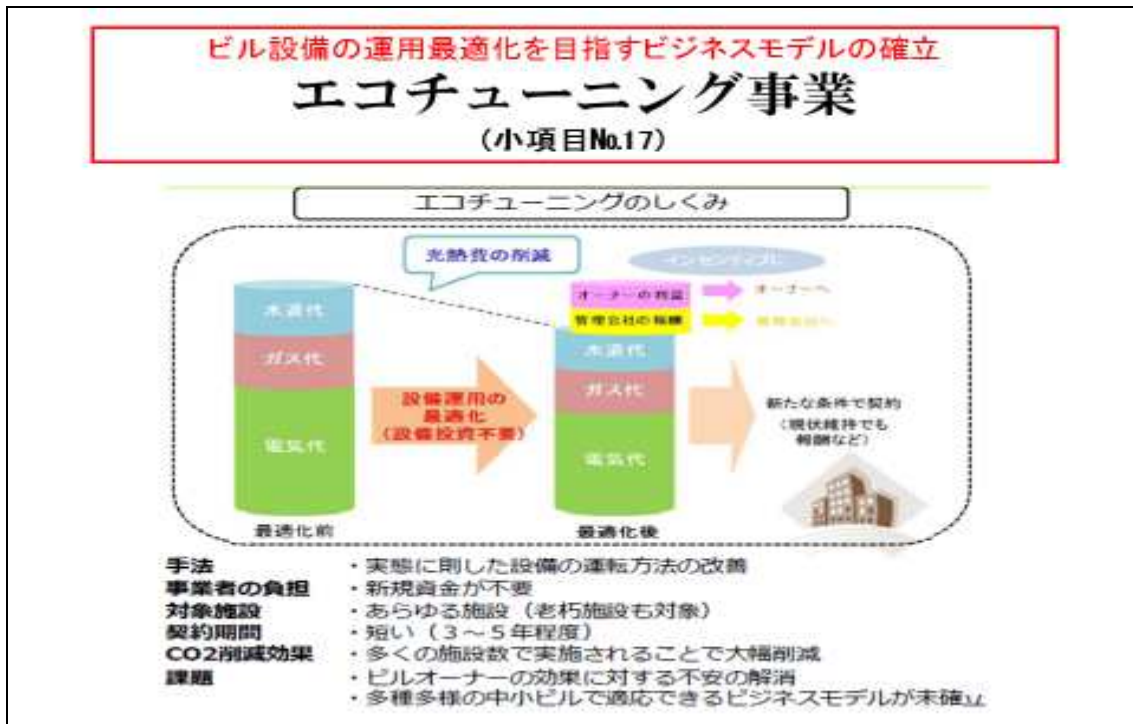
全協は、徹底して顧客に対して、ユーザーを指向する形で事業を組み立てていきたい。つまり、全協が顧客に対して、協会そのもの、協会が作る資格とかが十分浸透して信頼を得られれば、顧客が会員を認めてくれることを意味するので、その関係を成立させたい。

つまり、そのためには、協会そのものがブランドにならないと、会員自身が全協というブランドを得ることができない。

そのことが全国に広がるためには、地区協会と全国協会が十分協力をしながら、オールビルメンテナンスとして全国を挙げてこの運動、協会の強化を進める。

こういったことを基本的な土台、方向性に据えながら、26年度から始める、幾つかの戦略の方向性に乗った事業を計画している。

Q3-1. エコチューニング事業について（事業計画_小項目No.17）



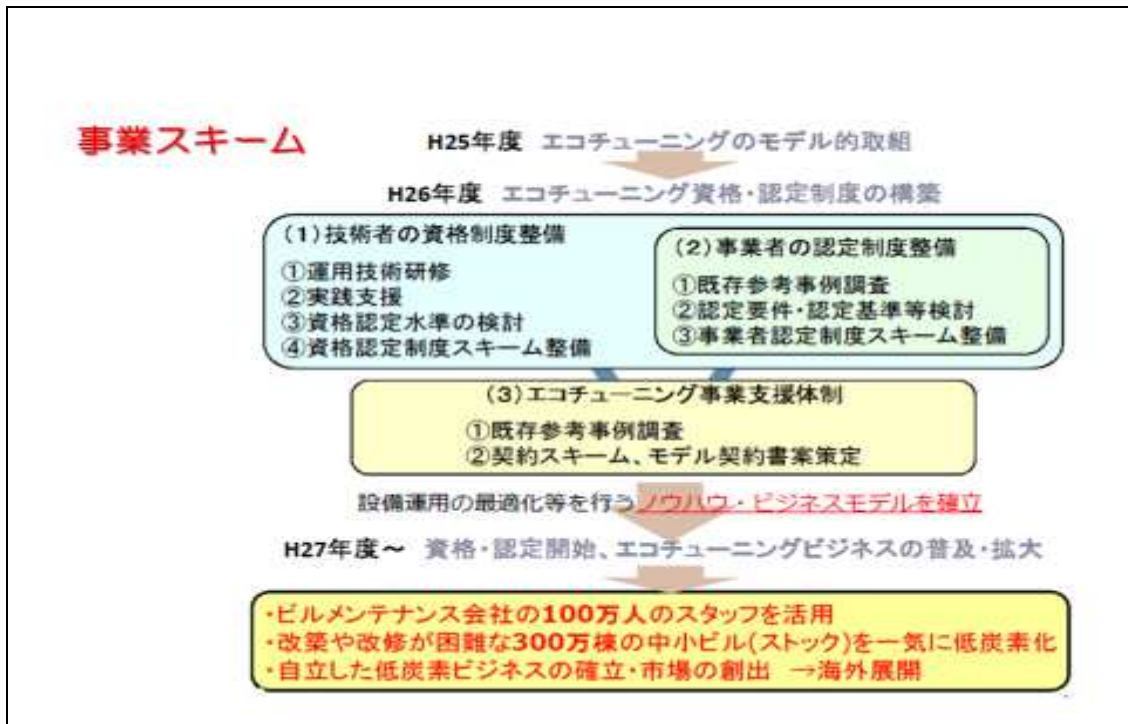
(A)

- エコチューニング事業は環境省への働きかけの中で、同省の委託事業として開始。
- ユーザーに理解と利益がもたらされ、ビルメン側にも利益があるビジネスモデルの確立と、最終的には環境省が求めるCO2削減へ結び付ける。

この事業は、オーナーに利益が出る事業として、オーナーの理解が必要です。

この委託事業の担当委員会には日本ビルディング協会連合会の方々も参加していただき、事業を進めている。オーナーにも調査を依頼して、事業を理解いただき、取り組んでいただきたい事業である。

Q3-2. 事業スキームについて（事業計画_小項目No.17）



(A)

- 削減によって浮いた経費をユーザーとビルメンで分け合おうというモデルだが、そのためにはビルメンに技術者と、その削減をやり遂げる企業の能力が必要である。技術者の資格制度、企業の認定制度が検討される。
- この事業推進のためには、ユーザー理解が不可欠であり、本年度事業にはオーナー団体からの協力を得て、200棟のCO₂削減実証事業に全国の会員の協力を得、オールビルメンテナンスの事業としても展開している。

この事業のスキームは、技術者を育成する資格制度の構築とこのエコチューニングができる事業者の認定制度の構築。この2つを持って1つのビジネスモデルをつくり上げ、これをもってオーナー、顧客に働きかけて、このエコチューニング事業を進める。

さらに、環境省は27年度もこれを促進するための委託事業も考えていると想定して、事業をさらに展開していきたい。

Q4. 保全業務マネジメントセミナーについて（事業計画_小項目No.35）

官公庁発注担当者向け

保全業務マネジメントセミナー

（小項目No.35）

- 国土交通省・総務省後援、建築保全センター協賛
- セミナー内容
 - ①建築劣化と点検のポイント
 - ②業者への要求水準の設定と入札要件書への反映
 - ③設備管理における仕様書（見積）の作り方
 - ④清掃業務における仕様書（見積）の作り方
 - ⑤委託業者の評価方法と選定基準－良い業者、良い仕事の見分け方
- 今年の会場（3年度目）
 - ①仙台会場：11月 6日（木）10:30～17:30（定員：100名）
 - ②東京会場：11月11日（火）10:30～17:30（定員：130名）
 - ③新潟会場：11月14日（金）10:30～17:30（定員：100名）
 - ④高松会場：11月20日（木）10:30～17:30（定員：80名）
 - ⑤那覇会場：11月28日（金）10:00～17:00（定員：80名）

(A)

- 官公庁建物の発注担当者及び保全業務担当者を対象にした、建築物維持管理業務の適正な発注方法に関する提言を聞いていただく本セミナーも、今回で3年目を迎え、国土交通省の全整備局が所在する地区すべてで開催することになる。
- 今年は総務省の後援もあり、自治体の担当者を多く集めるきっかけにしたい。
- 午後だけのセミナーから、終日に時間を拡張して充実を図っている。
- 入札の要件、仕様書作成、積算の方法、受注者の評価と選定方法など、適切な業者採用の方法を提起する内容としている。
- この事業もユーザーに直接働きかける事業であり、確かに業界には厳しい内容も提示せざるを得ないが、優良な事業者を適正な価格で採用してもらうことを訴える。
- 発注者も受注者も同席して理解し合えるセミナーに育てていきたい。

この、保全業務マネジメントセミナーは、官公庁の発注担当者を対象に、入札時における積算の問題、仕様書の問題、品質評価の問題等を理解してもらい、例えば発注時の仕様書のポイントや積算の作り方の説明を実施。

ことしの5カ所開催で国交省の整備局管内10地区を全部行うことになる。

国だけではなく、地方自治体の担当者も多数参加し、ことしからは国交省だけでなく総務省の後援と建築保全センターの協賛を得ている。

Q 5 - 1. 共通仕様書・積算基準の改訂支援について（事業計画_小項目No.3 6）



(A)

- 国交省監修で建築保全センターが発行し、官公庁の建築物維持管理予算確保のための基礎資料である共通仕様書及び積算基準は、受注者にとっても契約内容や受注価格のスタンダードを知る上で極めて重要な資料です。全国協会はこの作成に関して、長年協力を続けている。
- 次の改訂は、平成30年度で、それに向けて、建築保全センターとの共同事業を全協組織上げて対応していく。
- 積算の基礎となる直接人件費算出のための労務賃金と歩掛りに関する実態の調査、検討、また、業務管理費率や一般管理費率など、経費率の調査・検討等が内容である。
- 次の改訂期には、新たに品質検査やエネルギー管理の仕様、積算の問題にも手を伸ばしたい。
- 先の保全業務マネジメントセミナーの事業とともに、適正な発注契約業務のための官公庁ユーザーとの相互理解を深める事業。

最初に、直接人件費を計算する。直接人件費は、労務単価に歩掛かりを掛ける。

直接人件費が土台になり、直接人件費に何%掛けたものを直接物品費にし、それを足し合わせたものを直接業務費として、その直接業務費にさらに業務管理費を何%掛けて業務原価を出し、その業務原価に一般管理費をプラスして最終的な見積額を出す。

この労務単価の調査が重要な業界資料となり、その結果、最終的な保全業務の予定価格

が出る手順になる。(労務単価の調査は毎年実施されているが、多くの回答がないと反映しない。昨年の労務単価は、公共工事もビルメンの保全業務も上がった。)

Q 5 - 2. 労働関係法令における発注者責任について（事業計画_小項目No.5 2）

最低賃金というのは国の統制賃金であり、各種年金・社会保険、これらも法定義務であり、これを契約金に反映させることができない限り、私たちのもとで働く労働者に対しての労働条件を向上、好転させることは、私たちの努力だけでは到底できない。

現行制度による引き上げの前に、建築物保全業務などの役務サービスの契約に関する場合には、消費税のときと同じように「発注者も最低賃金、法定福利費等の負担に対する保証責任を負うこととする」というふうに労働関係法令の改正を要望してほしい。

これにより、発注者責任、入札制度、これらに関する問題が大分改善されるので、最賃法に屋上屋を架す公契約条例の必要性もなくなると考える。

(A)

最賃問題は公契約ともリンクするが、前々から問題になっている。これも政連と精神的に相談し、翌年の4月新年度からの実行となるよう再度強硬に申し入れをしていきたい。

朝日新聞の記事に「時給 664 円、働けど」と。何と月 8 万 5,000 円。生活保護のほうがありましたという見出しがあった。よく見ると、5 時間パートの最賃で計算している。これは宮崎県の例で計算しているが、こんな例では、一生懸命生活保護にならないように頑張っている人を支えている業界にとってはとんでもない話であり、生活保護のほうに楽だというようなことを新聞が書き立てている状況である。これに対しても毅然たる態度で我々は臨まなければいけないと思っている。

公契約については、最近、大分問題になっているが、先般は山形市で法案が廃棄になった。札幌市の場合、3%しか公契約にかかわらない。同じ会社で 100 円違ったら、会社の負担は約 2 万。本人の手取りは 1 万 5,000~6,000 円になる。それぐらいの差が同じ会社で出てしまう。大都市周辺は実勢賃金と公契約の賃金とほぼ同じか、あるいは実勢賃金のほうが高い。だが、地方では、100 円違ったら混乱が起きる。

これらを含めて、担当委員会では、この秋、見解を取りまとめて示したいと考えている。

Q5-3. 契約上の取り扱いについて（事業計画_小項目No.53）

ビルメンテナンス業務は、コンサルタント業務とか設計業務と同じように役務業務という扱いを受けているが、役務とはいえ、雇用形態が土木や建築業務などと同様であるので、法令と積算上の取り扱いを公共工事と同じようにしていただきたい。

予算決算及び会計令により、国については最低制限価格制度を導入できないので、導入できるようにしていただきたい。都道府県等は自治法でできるようになっている。

今、法定福利費は、役務ということで、一般管理費の中にわずか5%程度含まれているが、実態は直接人件費の最大で18%近くになると思う。工事等では、業務原価の中の業務管理費に含まれているので、これらについては実態の負担相当を考えた業務管理費の中に含めて、それなりの率を設定していただきたい。

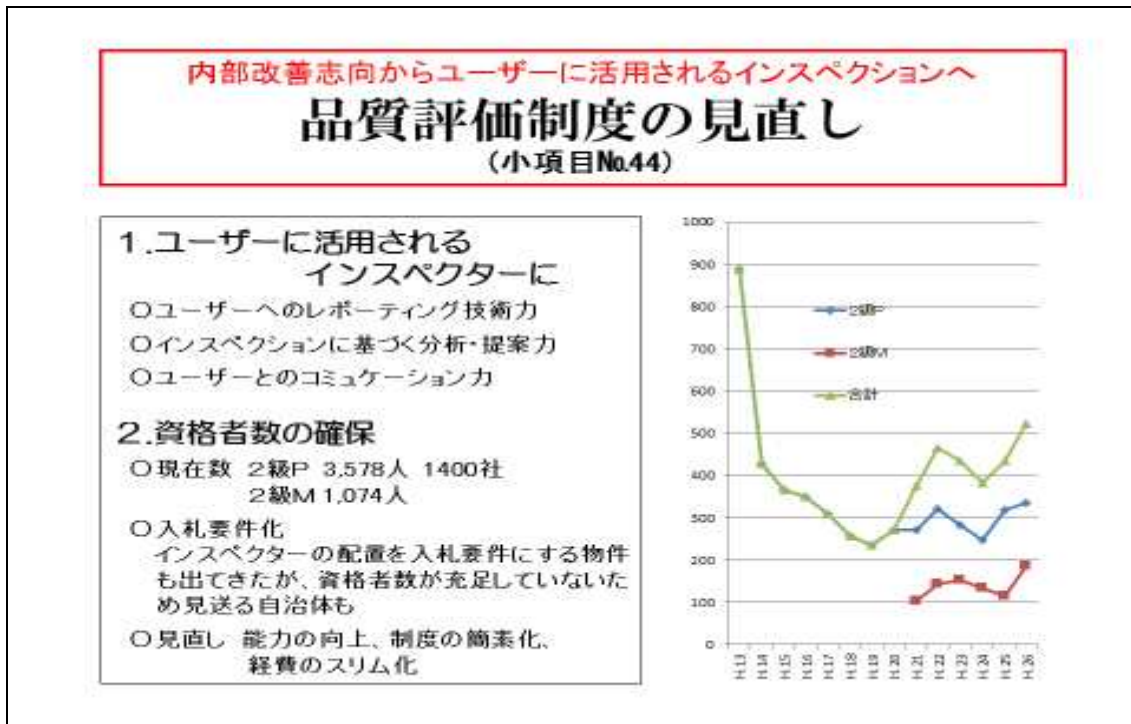
(A)

指摘のとおりで、一般管理費の中に法定福利費。計算すると、14%かかる。その中にさらに退職金が入っている。現場も含めた退職引当金も一般管理費に入っている。それで20~25%という一般管理費の枠が示されている。

これは平成30年に見直しがあるので、特別委員会を構成して、建築保全センターとともに大幅な見直しをお願いしていく。これは歩掛かりを含めて、共通仕様書のほうも見直しをお願いしていきたい。

参加要件は、ご指摘のとおりで、この問題については品確法の中でもさらに補強していただこうと思っている。

Q6-1. 品質評価制度の見直しについて（事業計画_小項目No.44）



(A)

- 契約時におけるインスペクター設置要件が次第に広がりつつあるが、ユーザー要望に十分応えきれぬ能力と数においてなお不足状態にあり、今年度はインスペクター講習会の内容充実、制度の簡略化による資格者増大などの根本的な見直しを予定している。
- 官公庁の場合、採用に前向きな雰囲気醸成されているが、保有企業数が少なすぎて、競争条件を満たさないため見送りになる状況も出てきている。数の確保が急務。
- 実際にインスペクターが有効に機能しているかどうかは、現在のところ調査不十分で明確ではない。登録者数が伸び悩んでいるところを見れば、やや悲観的予測をせざるを得ない。実際に機能するインスペクター育成を真剣に考えなくてはならない。
- 協会によるインスペクターの認知向上活動以上に、各会員企業から得意先へのインスペクターの品質点検結果報告が着実に進められ、その結果としてユーザーがその価値を認めるようになったとき、インスペクターの活用に大きな広がりが生まれてくるものと考えられる。
- ユーザーからインスペクター設置を要望される場合もあるだろうし、インスペクターによる社内検査結果をユーザーに定期的に報告してユーザーの信頼を勝ち取る場合もあるものと思われる。全国協会はインスペクターのユーザー知悉度を上げていく活動を強化する。

品質評価制度の見直しで、「評価センター」を検討しているが、その前に今ある品質イ

インスペクター資格制度を顧客側に認識してもらう事業が最初ではないか。

入札の要件にこのインスペクターが大分入ってきているが、自治体から問い合わせで、例えばA県の品質インスペクターは何人いるかと聞かれたときに、10人、20人と答えたとしても、会社数ではまだまだ少なく、競争条件が確保できないということで、残念ながら見送られる話を何件も聞いている。

そうすると、品質インスペクターを増やすためにはどういう制度をつくっていくかということ、検討しようとしている。もっと簡素化し、それによって経費を下げ、受講料を下げられるかどうか検討していこうとしている。

そういった背景があって、右側のグラフのとおり、ことし受講者がふえている。協会の会員の皆様も相当意識を始めていると思われる。

Q 6 - 2. 品質評価資格制度の推進に関する事業について（事業計画_小項目No. 4 4）

今年度の事業計画の中に「第三者的な立場から評価・指導を行う『評価センター』の設置に向けて事業内容の検討を行った」とあるが、一昨年、その前にも同様の質問をしている。「評価センター」の設置に向けて事業内容の検討を行うというところからなかなか先に進んでいるように思われない。この品質を我々が担保するという事は、低入札問題解決についてもセットでやっていかなければいけない問題であるので、期限を決めて、いつまでに何をするというふうなスケジュールを示してほしい。少なくとも今年度に例えば「評価センター」の設置準備委員会を立ち上げるとか、そのぐらいまでやっていただきたい。

それと、「評価センター」設置に向けての検討を行っているがあるが、これは全協の内部だけで行っているのか、それとも建築業界とか国土交通省とか、外部の意見も聞いて検討しているかもお答えいただきたい。

(A)

品質評価センターについては、担当委員会で様々な検討をしてきている。例えば、2年前の資料のごく一部では「品質評価センターのあり方検討シート」といういろんな側面、虫の目で身の回りはどうか、鳥の目で見ると全体はどうか、魚の目で世の中の流れはどうか、そういう視点で分析をして検討し、どうしたらいいかということについて検討を重ねてきている。

なお、全国協会の内部だけの検討会かということだが、国交省とか保全センターにも入っていた。

いずれにしても、結論から申し上げますと、品質管理のあり方について大きな問題を抱えているところである。

先ほど入札の問題もあったが、まだまだインスペクターの浸透が少ない。

もう一つは、インスペクションの仕組みをもっと改善しなければいけないかという点がある。「評価センター」をいつという前に、優先すべきはインスペクター資格を普及させ、世の中に浸透させ、オーナー、契約者に認識してもらい、それが契約に生かされる道を確認することが最優先と考えている。その先にきちっとした「評価センター」という道筋ができるのではないかと。2年、3年やってきて、現在このような検討をしている。

したがって、前年度からの事業になっているが、資格制度の見直しを始めている。いろんな視点があるが、一言で言えば、資格申し込みの手続をやりやすく、また、課題提出もやりやすくして門戸を開いた制度。そして、資格修得後は、お客様により高度な報告、提案ができる仕組みづくり、使いやすいものにしなければいけないという前提で、現在の品

質インスペクター資格者の制度について、この5月から11月にかけて、各地区本部からの専門委員で検討にしている。

検討された事項の一つとして、きょう iPad を活用した見える化、デジタル化するインスペクションを有効的に活用できるツールのチラシを配布したので、ご参考願いたい。

以上がこれまでの経過だが、第三者評価としてのセンターを求める理由としては、やはり優良な評価結果をお墨つきにして契約を成立させるところが必要かと思うが、現在の課題は大きく分けて次の4点である。

1. お墨つきと、それを出す第三者機関に求められる社会的な信頼をどのように築いていくか。
2. 第三者の評価に伴う費用が発生するが、それを誰が負担すべきか、負担できるのか。
3. 「評価センター」への社会のニーズがどの程度見込まれるか。全協としての組織の維持が賄えるのか。
4. 「評価センター」で評価した結果、例えば受託している某ビルメン業者がそのデータによって解約になってしまった場合に、損害賠償等の訴訟リスクが発生するおそれがある。もちろん、これはそれなりの手続があれば訴訟に至らないが、現在の辺りが補填されていない、準備されていない限り、なかなか難しいのではないかとこの点が考えられる。

そういった点から、まず社会的信頼を得るために制度化あるいは法的に根拠を得る。例えば入札の資格になるとか、そういうものを一つ一つつくり上げていくことが必要である。

それから、実際にいろいろご意見を聞いたヒアリングの中では、発注者サイドのニーズとして、内容については大いに結構だ、ぜひやってくれということだが、問題は、先ほどの費用の負担。受注者が負担するかどうかという点については、現段階では非常に疑問が残る点である。

以上だが、大変適切な意見をしっかり受けとめて、検討してきている。資格を取りやすく、よく浸透して、会員を初め、インスペクター資格者がたくさんふえて、それをお客様にきちっと提案して評価を得ている状況、そういう環境をつくることをまず優先していきたい。その先に「評価センター」というのが自然と出てくる。

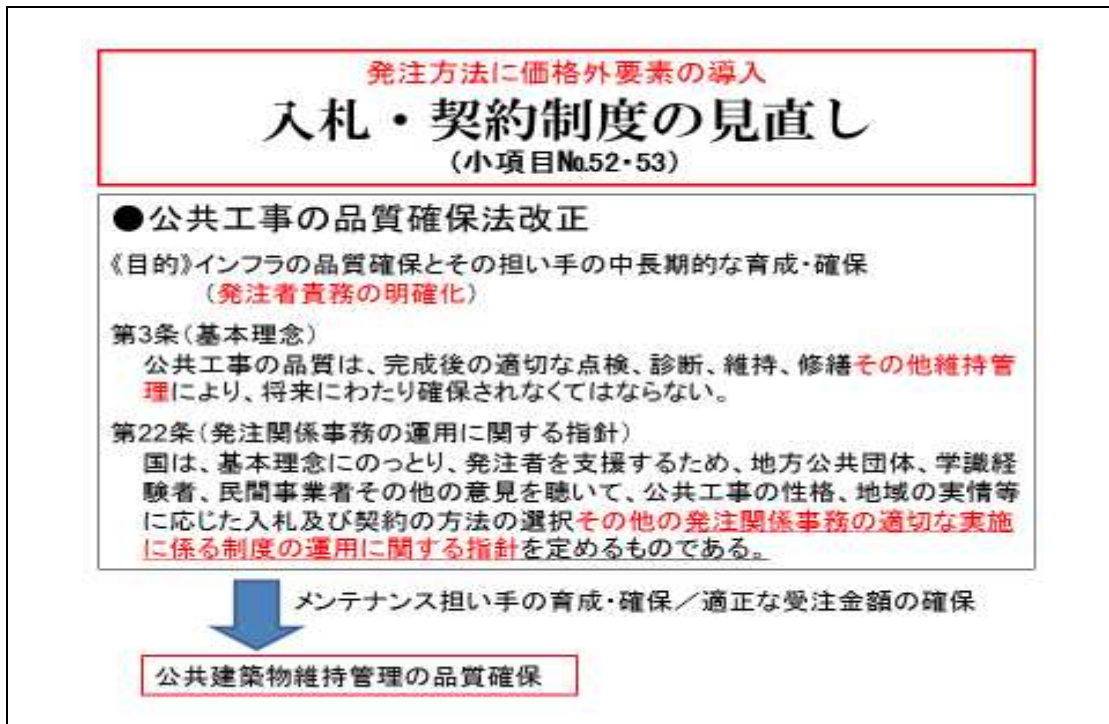
※応答を受けて追加要望

国土交通省と建築保全センターの意見も伺い取り組んでいるとのことだが、国土交通省をできるだけ巻き込んで、保全業務の品質確保のガイドラインなるものを国土交通省が作成するような方向に向けて活動できればと思っている。

インスペクターに関しては、今年度大変受検者が多いと聞いている。先ほどスライドの中でも品質インスペクターが3,578人とあった、受講者がこれから多くなるということも踏まえ、年1回の受講を年2回にすることも検討してもらいたい。

インスペクターの数が地方によっては少ないとのことだが、全国でどのぐらいのインスペクターがいれば前に進むのか、1万人必要なのか、5,000人必要なのかということも一つの指針として示して、1万人必要であれば、何年度までに1万人のインスペクターを育てるという目標を定めてやってもらいたい。

Q7-1. 入札・契約制度の見直しについて（事業計画_小項目No.52・53）



(A)

- 公共工事の品質確保促進法の改正が成立した。その法自体は、公共工事の範疇であるが、第3条の基本理念の第6項に維持管理を通してその品質は将来にわたって確保されなくてはならないとした。公共工事の品質は、維持管理にも貫徹されていかなければならないことが示されたとも言える。
- さらに、第22条・発注関係事務の運用に関する指針において、入札及び契約の方法の選択、その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を、国は定めなくてはならないとされており、この指針の中で維持管理に関する発注関係事務の制度運用も触れられる見込みとなっている。
- 維持管理が公共工事の中で取り上げられることも極めて重要性の高いことだと考えられるが、これを建築物維持管理の品質確保制度に向けた第一歩として捉える必要性を痛感する。
- 保全業務マネジメントセミナー、保全業務共通仕様書・積算基準改定、インスペクターの官公庁入札・契約への活用、そして品質確保促進法など、官公庁の入札契約関連の事業が26年度の重点事業に掲げられたが、これらが大きな成果を上げるためには、協会とその資格に対する官公庁ユーザーの信頼性が必要になってくる。それに対して全国協会は全力を挙げなくてはならない。

Q 7 - 2. 契約制度の改善事業について（事業計画_小項目No. 5 3）

「建築物管理の入札及び契約の実態把握と改善策を提示し、適正なビルメンテナンスの提供を可能とするために、各都道府県協会の協力を得て行った入札制度実態調査に基づいて『入札事例集』を作成し、発注担当者及び受注事業者などの参考に供することによって、入札、契約環境の適正を促進する」と事業計画にあるので「入札事例集」をぜひともつくってほしい。

今年1年に総務省勧告が出された。ビルメン業務に関しては次の3つに分けられる。

1. 応札条件について。

応札条件は必要最小限度のものとする。調べてみると、清掃の入札にエネルギー管理士や専門統計調査士なる資格が要するという。聞いたこともない資格だが、現実にはこういうものが要求されて、入札されているというケースがある。

2. 仕様書の記載内容、事務手続等。

「仕様書は、新規受注者にとって入札金額を算出するために必要な情報を具体的かつわかりやすく記載すること、履行開始までの期間は業務内容に応じて新規受注希望者が必要な準備を行うことができるように確保すること」とある。

いまだに国の物件では3月に開札という案件が多い。大阪府大阪市においては3月に開札する清掃業務の入札は1件もないので、国の物件に関しては、解決すべきだ。

3. 予定価格の設定。

入札時に不調、不落になるケースが発生している。予定価格が設定され、入札をしているが、全ての業者が予定価格よりも高いということで、不調になるということが起きている。実際に真剣に積算した価格、全ての業者が予定価格より高いとは信じがたいが、現実問題として起きている。

これらの事例について、ぜひとも全国協会で各都道府県協会に調査依頼をかけ、あまりにもひどい入札案件のデータをまとめていただき、公開するなり提示するなり、国、その入札を行っている団体に対し何らかの問い合わせをしていくことが必要である。

これらを含めて、ぜひとも「入札事例集」というものをまとめていただきたい。

(A)

「入札事例集」は、指摘のとおりで、調査結果を各都道府県協会へ配る準備をしている。

総務省勧告は、ごく希なケースを大きく取り上げているので、対応しても有意義な結果が望めないのではと考え、特段の活動はしていない。

Q7-3. 品確法改正に関連した取り組みについての要望について(事業計画_小項目No.52)

ことし6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法の改正が施行され、公共工事に加え、新たに「完成後の維持・修繕」が同法の対象になった。この改正は、全政連を中心に国会議員に働きかけ議員立法という形で実現をした成果であり、公共建築物の維持管理業務においても、「安かろう悪かろうの価格のみの入札」から脱却し、適正価格で品質を確保し、公共建築物の長寿命化、公正な競争の確保を目指すものと言える。

具体的には、改正品確法第3条6項により、国、地方公共団体等が建築した建築物の適切な維持管理の確保が規定され、同法第22条において、「入札及び契約の方法を選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する国の指針」が示されることとなっている。

全国の官公庁物件で起きている状況と同じく、東京都所有の建築物入札においても、低価格入札が厳しさを増し、品質重視の入札・契約制度の実現は急務となっている。

品質重視、適正価格による公正な競争を実現するため、全国協会として、改正品確法に基づく国の指針づくりに積極的に関与し、国が立派な指針を出すよう積極的に働きかけるよう要望する。

東京協会では、本年度の東京都に対する予算要望において、改正品確法に基づく品質重視の入札・契約制度への転換を訴えていくつもりだが、各地協会でも同様の取り組みを行っていただくよう、願います。

(A)

昨年10月に品確法改正の情報を得て、議員連盟の先生、全政連ともども活動を行った。議連の中川先生を初め諸先生方の大変熱心な協力で公共工事契約適正化委員会に強く働きかけをいただき、6月に衆参を通り改正された。

基本理念は「公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上、重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない」とされ、その中で特に注目すべきところは、第4項、「公共工事の品質は、公共工事の発注者の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択される」としている。

もう一つ、6項で、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない」とうたわれている。

それと同時に、価格面でも適正な価格で発注しなければいけないと、発注者責任にも触

れている。

もう一つ、技術者の中長期的な確保、育成、そういったところにまで踏み込んでいる。今後、施行細則とか施行規則とかに、ビルメンが明記されるか、そういったところを全政連と一緒に精力的に働きかけをしていきたい。

※その後、9月に閣議決定により基本方針が改正され、10月に運用指針の骨子(案)が公表された。

運用指針は、年内に決定されるので、全国協会では、厚生労働省を窓口としてビルメンテナンス業界の要望を訴え、運用指針に盛り込まれるよう働きかけている。

Q 7 - 4. 入札参加要件について（事業計画_小項目No. 5 3）

品確法の質問と類似するが、北海道協会として、具体的に品確法を達成するために以下の件を求めている。

1. 入札参加要件として知事登録者であること。
2. 必要資格の保有者、技術者を現に雇用していること、もしくは雇用することが確実なことを入札参加要件にすること。
3. 履行要件。配置清掃員の法定教育を履行後、少なくとも2カ月以内に実施すること。清掃作業従事者研修登録機関、北海道では北海道協会の証明書をつけさせる。それと、同様施設における同種業務の履行実績である。

(A)

品確法の裏づけは品質評価です。これは会計法でも予決算でも検査をしなければならないとしているが、実施されていない。検査をする者がいない場合は専門機関、専門家に委託することができるとなっている。

全協としても品確法の裏づけとして品質確保が求められるので、早めに第三者機関を進め、皆さんも十分に覚悟して、いい品質、いい価格をお願いしたい。

Q8-1. 雇用確保対策について（事業計画_小項目No.23・24・40・47・54・58）

人材確保と社会的責務

雇用確保対策

（小項目No.23・24・40・47・54・58）

1. **技能検定複数等級化と外国人研修生受け入れ（ビルクリーニング）**
 - （国内）1～3級（外国人研修生）基礎2級、基礎1級、随時3級
 - ビルクリーニング職種が外国人研修制度の対象職種に
 - ベトナム・ビルメンテナンス協会との連携を手始めに

2. **職業能力セミナーの開催**
 - 適正な人材配置・採用のためのキャリアマップ、職業能力評価シート
 - 技能資格を基準にキャリアマップを描くセミナー開講

3. **障がい者雇用**
 - 障がい者に技能検定3級の可能性／地方アビリンピックの拡大

4. **労災保険収支改善／労働災害防止に注力**
 - 収支率122.6%の危機感醸成（23年度は105.2）。
 - 労災事故は経営の社会的責務と同時に品質確保要件のひとつ
 - 事故報告とともに協力指導の必要性

(A)

- 外国人技能実習生の受け入れには、基礎2級（1年目）、基礎1級（2年目）、随時3級（3年目）の技能検定等級の追加を必要とされており、これへの対応を行うためには、現在ある国内技能等級を複数化（1級、2級、3級）することが求められる。26年度は、単一等級であるビルクリーニング技能検定の複数等級化を検討する。3級は職種経験の浅い人たちや障がい者などの対象職種になる可能性もあり、従事者のモチベーション維持に期待。
- 外国人技能実習生の受け入れは、発展途上国のビルメンテナンス事業の支援と同時に、国内の労働力不足への対応策のひとつとしても考えられている。外国人研修生受け入れの制度的整備を進め、研修生の受け入れ可能性のある対象国との交流を図り、外国人研修生の送り出し、受け入れを計画・準備する。本年秋季以降に企業説明会を予定。
- 24年度のビルメンテナンス業労災保険収支状況では、収支率が122.6%に跳ね上がった。この原因は、料率が6.0から5.5に下がったこともあるが、保険料収納済額が6億円減少したこと、保険給付額が5億7千万円増加したことも大きかった。毎年労働安全大会への助成、収支率の芳しくない地区の協会への指導、地区本部収支改善対策会議の開催など、活動としては粘り強く継続しているものの、総点検の必要がある。労災事故ゼロは、官公庁の入札契約にも跳ね返る問題であるとの認識が必要である。

雇用確保対策には、高齢者の労働力確保、女性の労働力確保といった問題があるし、障

がい者雇用の問題もある。

また、これに関連して、外国人研修生の受け入れの問題がある。日本は外国人労働者を受け入れていないので、外国人研修生を受け入れて、OJTでそれぞれの企業で働く制度になっている。ビルメンは業種指定を受けていないので、全政連を通じて議員連盟の先生方をお願いをして、猛スピードで進んでいる。

外国人研修生の送り出し国の一つとして、ベトナムがあり、ビルクリーニングの業者が相当生まれている。今年中にベトナムビルメンテナンス協会が発足をする。会社数は300を超える予定で、勢いのあるベトナムとこの話がちょうどつながり進んでいる。

ただ、これを進めるためには、今、ビルクリーニング技能検定を単一等級から複数等級にする必要がある。これにより国内用のビルクリーニングの検定も複数等級にする必要があり、今、3級、2級、1級という形で検討している。

※外国人研修生の受け入れについては、会員への制度の理解を促進するために11月10日の東京・関東甲信越地区開催を初め、年内に各地区にて、会員を対象にした説明会を開催する。

Q 8 - 2. 労働力不足への対応について（事業計画_小項目No. 2 4）

北海道でも労働力が不足してきている。生活保護の受給者・支給額が高水準ということであるが、最低賃金を上回る、勤労意欲を阻害しているということも否めない。これらを含めた労働力確保についても行政機関等々への要望をお願いしたい。

(A)

事業計画で説明した外国人研修生の活用、障がい者の雇用、そして高齢者の雇用、未就労の若年者の説明のとおりである。

Q9. 子ども向けキャンペーン活動について（事業計画_小項目No.30・31・32）

ビルメンテナンスの社会的理解のために

子ども向けキャンペーン活動

（小項目No.30、31、32）

1. キッザニアの「スイーピングパレード」
2. 第8回こども絵画コンクール
（未来のおそうじ）
3. 業界理解促進の出版物
そらくんのビルたんけん
ビルは生きている
小学校清掃マニュアル



(A)


- 平成19年度に始めたこども向け広報プロジェクトは、拡大しながら継続している。
- 「未来のおそうじ」をテーマとした「こども絵画コンクール」には1万点を超える応募があり、37協会の協賛を得て、昨年以上の成果を出している。
- 「こども職業体験施設・キッザニア」の全国協会提供「スイーピングパレード」は、今も人気のアクティビティ、これまで延べ10万人を超える子どもたちが参加した。
- ビルメンの仕事紹介誌「そらくんのビル探検」は増刷を続け(6万部)、今年高学年用の「ビルは生きている」が発行した。
- さらに教師指導用の「小学校清掃指導マニュアル」は、発行後4年になる今も、5千部以上の注文があり、総計5万部を超えている。
- 将来の雇用の問題にも繋がるのでは。

Q10. 50周年事業と国際活動について（事業計画_小項目No.66）

ビルメンテナンスの社会的理解のために

50周年事業と国際活動

（小項目No.26、27、28、37、66）



1. 50周年記念事業
 - 2016年(平成28年) 全国協会創立50周年
 - 協会経営戦略に基づく実質上の出発
2. ビルメンヒューマンフェア北海道とアジアビルメンテナンス大会
 - 2015年(平成27年)9月15日～16日 札幌コンベンションセンター
 - ビルクリーニング技能競技会の充実
 - 日本、韓国、台湾、上海、シンガポール、ベトナム、インドネシアetc.
 - 研修生制度とのリンク
3. 世界ビルメンテナンス大会
 - 2016年(平成28年)4月6日～9日 東京国際フォーラム
 - テーマ「文化を紡ぐービルメンテナンス」


ユーザー志向の記念行事、ビルメンテナンスの活力(技術と経営)を印象づける

(A)

- 北海道ヒューマンフェアとの共同開催となる来年9月のアジア大会、再来年4月の世界大会、全国協会50周年と記念行事が連続する。
- せっかくのこれらの行事を無駄に浪費するべきではない。今更成功体験の祝賀行事でもあるまい。戦略に沿って、行事を有効に役立てるべきだと考える。
- アジア大会は、成長著しい東南アジアを中心として、技術・技能交流、人材交流、さらには経営進出など、その契機を探るべきだと考える。それらの諸国に日本のソフト（仕事の流儀）を移転していくことも将来あり得る話と思われる。
- 世界大会は「文化」を「ビジネス」にしていく挑戦的、先進的産業としてビルメンテナンスを描きたい。日本にしっかりと根付いている衛生や安全の文化レベルを産業に仕上げていく方法を、ユーザーとともに考えていくテーマに取り組みたい。ビルメン経営の内面的追求ではなく、ユーザー利益の支援サービスという拡張的 pursuit をテーマとする。
- 以上のように、これらのイベントは、ユーザー志向で組み立て、ビルメンテナンス協会が国際的な活動も活発に行っている団体であるとの認識と、イメージの向上を追求していきたい。

Q11. ALL JAPAN 結集のために（補足）について
（事業計画_小項目No.22・60・61）

ALL JAPAN 結集のために（補足） （小項目No.22、60、61）

1. 情報伝達の円滑化と組織強化
 - 紙媒体と電子媒体による事業情報の伝達と共有
 - 全協  地区協会のパイプの強靱化
 - 事業立案・実行能力の強化
 - 全協事業の上手な利用の仕方提案
 - 会員増強への取り組み
2. 連携会員事務委託費の改訂
 - 協働体制の促進
3. 消費税の転嫁・表示カルテル
 - 平成26年4月1日より3年間
4. 全国版BCPの策定
 - 都道府県協会及び会員ネットワークを生かした機動的な相互協力防災体制の構築

(A)

- 連携会員との事務委託に関する申合せを今年度見直しを行った。簡単に表現すれば、「47 都道府県協会への事務委託費の内容を、①会員管理（会費徴収）事務費、②通知通信事務費に、③調査促進事務費を加え、④その他事務協力費と合わせて事務委託費とし、総額予算を昨年度の1,270万円から1,620万円へ、350万円ほどアップさせた」というものである。オール・メンテナンス促進の一環である。
 - 全国協会はビルメンテナンスの事業者団体として、公正取引委員会に届け出を行い、平成26年4月1日より3年間、①転嫁方法の決定に係る共同行為、②表示方法の決定に係る共同行為が、独占禁止法に違反することなく行うことができるようになった。会員一丸の取り組みのひとつである。
 - 都道府県協会及び会員のネットワークを生かした機動的な相互協力防災体制の構築を内容とする事業継続計画の策定を行う。
- A. 47 都道府県を網羅した、被災時の相互協力体制（人的・物的・経済的相互支援）の構築
 - B. 被災直後の連絡体制の構築と訓練（連絡網と連絡手段の複線化確保）
 - C. 全国協会事業の継続的サービス提供体制の構築

Q12. 平成26年度予算報告について

(A)

26年度の収入予算は、経常収益計9億1,318万8,000円で対前年度決算1億2,275万7,018円の増収を見込んでいる。受取会費は、対前年度決算額とほぼ同額。事業収益は、5億6,887万8,000円で対前年度決算1億4,291万493円の増収を見込んでいる。理由は、普及啓発事業収益2億2,588万8,000円の中に、エコチューニングの2億円という受託事業が入っている。教育・資格事業収益2億340万円で対前年度決算額1,711万1,213円の増収を見込んでいる。これは、インスペクターシステムを26年度で計画を立てているので、その収入を見込んでいる。

経常収益構成比は、会費収入が37.5%、事業収入が62.3%、その他の収入が0.2%で、今回2億円の特別な事業があるが、それを除いても会費収入を上回る事業収入を見込む。

会員数は、来年の5月末2,817社を見込んでいる。今年6月の会員数は2,824社で、7社減少を計画して会費収入を見込んでいる。

支出合計は、経常費用計9億311万5,000円を計画している。この内訳は、事業費7億8,628万1,000円、前年度決算額6億3,799万4,840円、対前年度1億4,828万6,160円の支出増となっているが、これは、エコチューニング委託事業に伴うもの。

事業の内訳では、キャンペーン事業では、ヒューマンフェアが25年度にあったが、今年度はヒューマンフェアがないので3,525万1,000円しか見込んでない。事業運営費は、3億6万5,000円で前年度決算額2億7,693万1,705円より増だが、これは、エコチューニング事業等々に伴う委員会の開催がふえる、それに伴う交通費がふえる等々が大きく影響してこのような事業費になっている。

管理費は、1億1,683万4,000円で前年度決算額1億3,163万8,490円。総会等会議費、委員会等会議費、会議費、会議旅費・諸謝金については、科目更正をしている。

当期一般正味財産増減額1,000万3,000円で正味財産期末残高5億5,239万9,757円の予算。なお、公益事業比率関係は、82%で公益事業比率50%以上という条件もクリアしている。以上。

Q 1 3 . W T O の適用除外について（事業計画_小項目No. 5 2）

どこにでも出入りして、しかもごみ箱の中身等々を作業の中で見て安全確認できるというのは清掃員だけであり、警備員ではとてもできない。安全と安心を確保するために、W T O の適用を除外できるような運用基準の見直しの検討をお願いしたい。

（A）

W T O については、過去からの課題である。過去に中曽根外務大臣へ陳情したが、国際条約なので、いかんともしがたい。ただ、今まで外国企業が我が業界の清掃業務への参入は1件もないので、そういったことを含めて、これも政連と精力的に取り組んでいきたい。

Q14. TV会議システムを活用した研修・講習会の実施について

(事業計画_小項目No.30・31・32)

以前要望したが、今現在の検討・進捗状況と今後の見通し。

(A)

まず、日本建築衛生管理教育センターの講習会について。内閣府勧告に基づく検討状況の確認では、受講生がおおむね1,000名以上、受講しなければならない講義が2日以上という対象を狙っているようだ。貯水槽などの一部の監督者講習が検討の対象になっているが、まだ結論には至っていない。今後、所管省庁と調整の上、結論が出されるので、その情報を追いかけて報告したい。

次に、建築物管理訓練センターが実施する講習会について。ビルクリーニング訓練講習については、ビルクリーニング科認定訓練の学科講習において、本部と北海道支部間でTV会議システムを利用した学科講習の中継を計画中です。また、ビル設備管理訓練講習は、現在、既存の訓練講習を改定中で、この改定が順調に進めば、現在、本部と近畿支部のみで実施する訓練講習を他支部に広げる予定。

さらに、労働安全衛生の講習に関しては、TV会議システムを利用可能な講習内容を講師との間で検討中であり、可能な講習が企画でき次第、実施する予定。

以上のようなTV会議システムを利用した講習で、内容として十分に成り立つものは検討していきたい。

Q 1 5 . 労働災害防止の取り組みについて（事業計画_小項目No.58）

このほど発表された平成 24 年度のビルメンテナンス業労災保険収支状況によると、収支率は 122.6%にはね上がり、このままでは現行の保険料率 5.5 が維持できなくなるだろう。東京の収支率は 66.4 と全国一低い状況を維持しているが、それでも平成 23 年度の 58.0 を上回っている。東京は、全国労災保険料率徴収額の 35%を占めているので、東京の収支率が全国の収支率に大きく影響することを肝に銘じ、労働災害の撲滅に力を入れている。

具体的には協会の労務管理委員会に労災収支改善小委員会を設置し、KYT講習やリスクアセスメント研修会を開催するとともに、委員を労働安全衛生講師として各会員の安全大会や研修会に派遣している。また、ガラス外装クリーニング協会と協力して安全パトロールも実施している。

東京協会として、今後も労働災害防止の活動に力を入れているが、全国の協会の足踏みをそろえて取り組まないと十分な成果は上げられない。

そこで、各県協会が労働災害防止の取り組みをさらに前進できるよう、全国協会がリーダーシップを強めていただきたい。

(A)

平成 24 年度の労災収支率がさまざまな要因が重なり、122.6%と大幅に増加した。このような結果を踏まえ、本年 6 月から 7 月にかけて、9 地区で開催した収支改善対策TV会議で説明したように、収支率の目標値を 5 分割に分けて設定したので、引き続き労働安全防止活動の強化に協力いただきたい。今年度は中央労働災害防止協会の中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を積極的に利用して、労災事故軽減に努め周知をお願いしたい。

Q16. 労働災害発生報告システムについて（事業計画_小項目No.58）

東京協会は、会員数が多く、また事故がないときも報告することへの抵抗が大きいいため、報告率が非常に低くなっており、このシステムの目的について改めて説明をいただきたい。

また、事故報告を労働災害防止活動にいかに関与させるかが重要だと思うが、東京協会としては、報告された事故事例を毎月発行する広報誌に、原因・対策も含めてわかりやすく掲載し、会員に周知を行っている。

そこで、全国協会として、労働災害防止のためにこのシステムの報告をどのように活用しているのか、また、事故のない場合は報告しなくてもよいよう見直しをお願いしたい。

(A)

このシステムの開始は、平成24年7月に各地区本部、各都道府県協会、会員企業に対し実施依頼を行った。

実施の趣旨は、経済情勢に伴うコストの削減や経営効率の優先により、安全意識の希薄化が懸念される状況であったので、まずは労働災害防止活動を全国協会各地区本部、各都道府県協会会員企業が一丸となって取り組み、その一環として、各地で発生した労働災害について情報共有を図るため、この労災システムが構築された。

全地区の事故発生状況をフィードバックすることで安全に対する意識高揚を図るとともに、ビルメンテナンス業従事者の安全の確保、業界全体の労働災害の減少や職場環境の向上を目的としている。そして、従前より労働事故軽減については、非会員企業に対する対応が懸念されており、収支改善TV会議でも意見を頂戴している。このような状況を踏まえ、行政の非会員企業に対する施策を要望する上での資料の一つとして考えている。

労働災害に対する意識と取り組みの実績は、協会員と非協会員の違いを行政に理解していただき、あわせて、非会員企業に対する情報や施策を要望し、業界全体が改善され、数値に反映されるよう努めたい。

なお、各都道府県協会の情報については、毎月まとめて、おおむね2カ月後になるが、各地区本部を通じて各都道府県協会へ案内をしているので、活用願いたい。

事故のない場合は報告しなくてもよいシステムにしていただきたいということだが、システム導入当初も同様の質問があったが、今月は事故がないということも一つの報告です。報告がない場合、担当者が報告を忘れているのか、事故がないのか不明なので、引き続き事故がない場合も報告をお願いしたい。また、毎月労災報告をすることで、企業においても労災についての意識が継続されると思うので、引き続き報告をお願いしたい。

Q17. 会費及び入会金見直しの進捗状況について

(A)

本総会の冒頭挨拶のとおり、全国協会が50周年に向けて生まれ変わる強い意志を持ち、中長期的な組織戦略に基づいて持続可能な協会組織をつくり上げることに全力を傾けることが、今、最も必要である。

その核にあるのは、協会の社会的影響力の維持・強化であり、これはすなわち業界の活性化を意味している。全国協会では、全国協会ではできない事業、地区協会が取り組むべき事業と明確に区別し、それぞれが積極的な姿勢で事業拡大のかじを切って進むことを皆様の総意のもとに進めたいと考える。無駄な経費や目的のない事業は厳に慎むが、経費を削り、事業縮小のスパイラルに向かうことは避けにくい。

以上のことから、会費の値下げにつきましては、当面取り上げないこととする。

では、会費の値下げは、なぜできないかについて、現在の全国協会の財政状況等々、説明補助資料などを交えて説明する。

なお、質問の中で入会金については、平成17年に15万から5万に入会金の改正を行っており、5万をさらに下げるといふ提案は、これまで無かったのでこれの答弁は省略する。

平成25年度 決算サマリー

(金額単位：百万円)

摘要	公益事業	収益事業等	法人
会費収入	171	17	153
事業収入	385	23	17
補助金収入	20	—	—
その他収入	—	—	3
収入計	576	40	174
支出計	590	48	132
収支	△14	△8	42

決算サマリーとは、25年度決算から重要なものだけ簡単にまとめ上げた。

大きな区分では、公益事業と収益事業、全国協会の組織を支えている法人という3つのカテゴリーである。

公益事業の収入は、5億7,600万で、内訳は、会費収入が1億7,100万。この会費収入は、公益法人法に基づいて、会費の2分の1以上を公益事業に使うルールがあるので、会費収入の約3億4,000万の2分の1を公益事業の収入としている。

それから、事業収入が3億8,500万。この中には、受益者負担で、例えば講習会等の受講料、あるいは出版物の販売等や、収入を伴わない公益事業もある。さらに、補助金のC

CO₂削減事業の2,000万もあり、公益事業収入の合計は、5億7,600万となる。

一方、公益事業の支出は、5億9,000万で、全国協会の事業規模、会員サービス等々を維持するための支出。したがって、公益事業は1,400万の赤字となっている。収支相償の原則では、赤字にならないようにするためにはどうしたらいいかという、支出をできるだけ費用削減をする努力は必要だが、これをあまりやっていると、事業規模の縮小や質・サービスの低下になる。この赤字を防ぐためには、事業収入の受益者負担分を増やすか、または会費の負担増という形になる。

では、受益者負担を増やすとなると、受益者のほとんどが会員であり、この費用を上げるとは、間接的に会員に対する費用負担増につながる。これが公益事業の今の収支の決算のサマリー。

もう一つは収益事業。この中には、共益事業（会員のための事業）と収益事業（利益目的の事業）で構成している。具体的には会費の5%程度（1,700万）を収益事業、共益事業に配布している。そして事業収入が2,300万。収入合計が4,000万。支出は4,800万で、800万の赤字。この赤字をなくすためには、事業収入を増やすか、共益事業を少なくするかということになる。

このように公益事業と収益事業で約2,200万の赤字になっている。これを、会費の3億4,000万の半分は公益事業に使うので、残り半分の1億7,100万を収益事業で1,700万、組織維持の費用として法人会計で1億5,300万を原資にして維持している。

法人の事業収入の1,700万は、損害賠償保険等の斡旋手数料で、その他の収入の300万は金利、利息等々である。

法人の収入は1億7,400万だが、一方、支出では、組織を維持している事務職員の給料、事務所代、通信費、電話代等の支出合計が1億3,200万。ここで4,200万が余り、公益事業、収益事業の赤字2,200万を除くと、2,000万の黒字となる。

そうすると、2,000万残るから、会費の値下げの原資にというご意見もあるが、総会資料の55頁の貸借対照表の当年度の貸借状況で、25年度の決算で5億4,200万の正味財産があるが、その中で、全国協会として、自由になるお金は、流動資産2億5,473万2,214円と流動負債の4,079万1,000円の差額、2億1,100万となる。

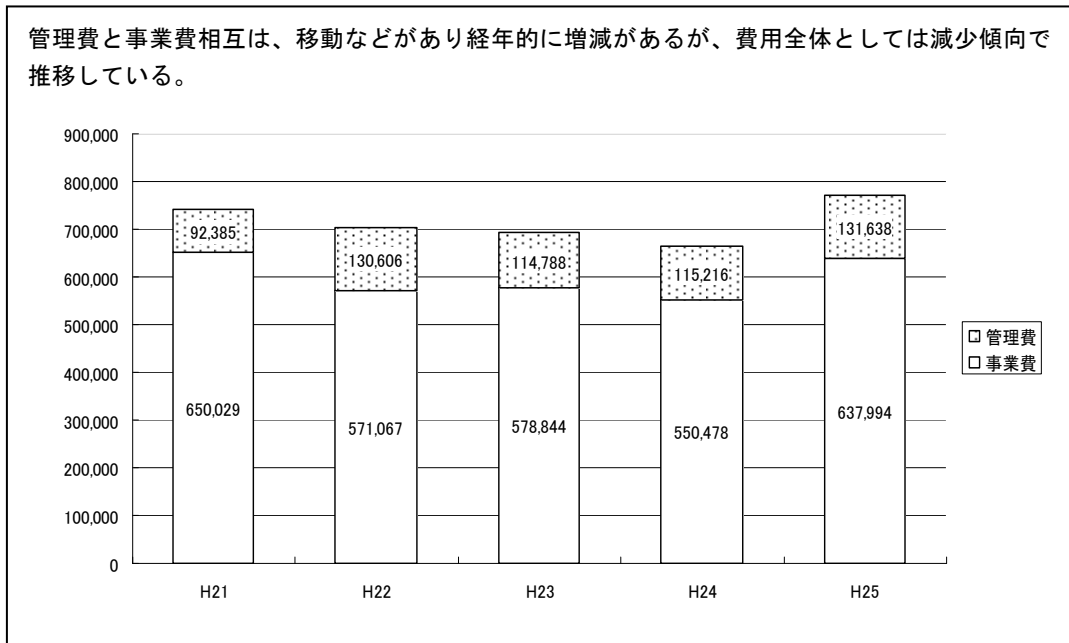
この2億1,100万で7億という事業を動かしている。これでは足りないので、年々の収支黒字をためて、今、申しあげました自由裁量にできるお金を少なくとも3億するために、年々の収支黒字をためるお願いをしている。

この決算サマリーから、会費を値下げすることは、財政的に大変厳しい状況になってしまう。もちろん、諸経費や事務局の費用等々も積極的な削減をしていかなければならない。

では、事務局の固定費については、下記の【グラフ 2】に示す、経常費用の中の事業費と管理費である。管理費というのは、事務局の費用や事業に伴う間接経費的なものを含んでいる。21年度は会計勘定科目の変更があったので、22年度から25年度までの管理費の

比率では、22年度は18.6%、23年度は16.6%、24年度は17.3%、25年度は17.1%で、ほとんど17%前後を推移している。

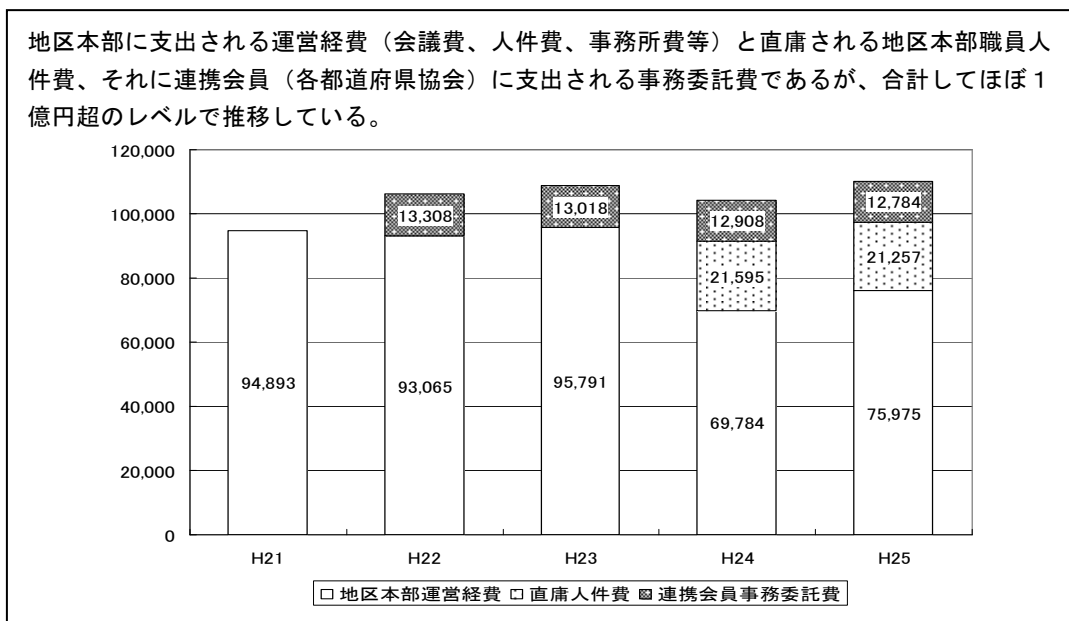
【グラフ2】 経常費用構成推移



【グラフ3】は、地区本部運営経費等の推移である。地区本部会議、地区協会の兼務職員の人件費、事務所費、直庸される職員の人件費、それに、連携会員である各地区協会の会員に対する情報伝達、連絡などの事務委託費等。これもトレンド的には、地区本部の事務職員の直備化で、東北、東京、関東甲信越、中部北陸、中国地区本部については直備し、これらの人件費が24年度から上から2つ目に表記している。

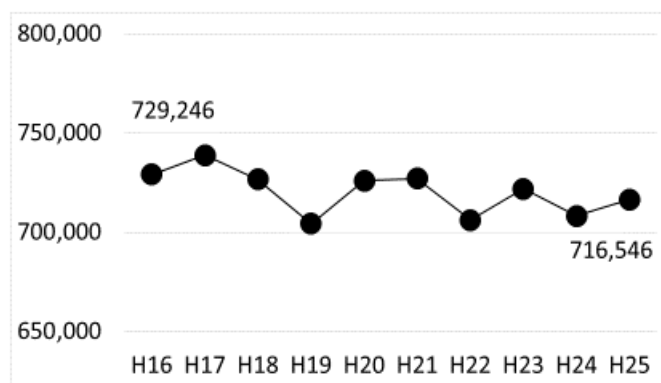
会員数は減っているが、事業内容は大きく膨らんできており、それを支える地区本部の費用は大きく増加していない。節約するものは節約し、運営を行っている。

【グラフ3】 地区本部運営経費等の推移



次のグラフは、収入の推移で、25年度は7億1,600万の収入で、このようにでこぼこがあるが、大体7億2,000万くらいの範囲で収入が推移している。

収入(経常収益)推移

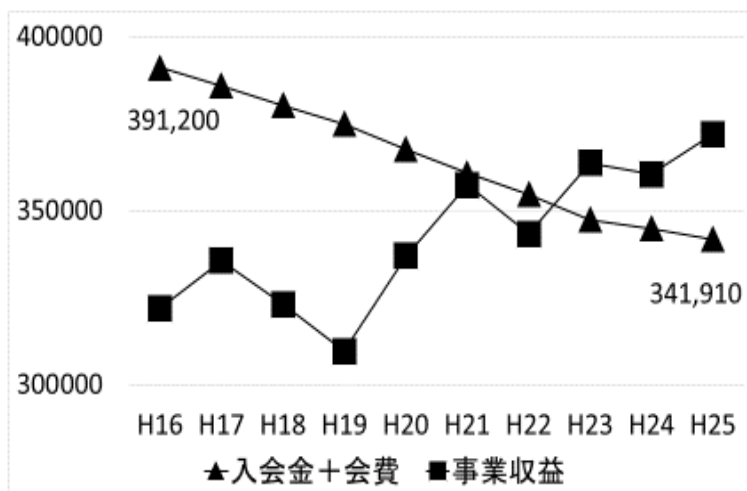


収入全体には大きな変化はない。(ヒューマンフェア収入H19:72,876千円、H25:73,884千円は除く)

次のグラフは、会費収入と事業収入の推移である。(三角の線が会費の収入の状況。)

平成16年は、3億9,100万の会費収入があったが、現在約5,000万の減で、25年度では3億4,190万程度である。これに対し、四角の数字が事業収入で、このように事業収入がどんどん多くなってきている。これは戦略的に協会全体が会費収入の依存率を減らして、できるだけ事業収入によって会費負担を削減していこうという構造改革の結果があらわれである。この辺をご理解いただきたい。

会費収入等と事業収入の推移



会費収入は、減少傾向。この10年間で約50,000千円減収、これは417社の会員減少を意味する。一方、事業収入(事業収益)は増加している。

もう一つは、今、会員がどんどん減ってきている、減ってきているのは会費が高いからだ、だから、会費を安くすれば会員数がふえるではないかという意見もある。これもある局面を語っている事実だと思うが、一つのシミュレーションを披露して回答にしたい。

ちなみに、1,000円下げても話にならないという意見があるかと思うが、会費1万円を仮に9,000円に値下げしたときに、現在の2,800社の計算では、1年間に3,300万の収入減になる。そうすると、先ほどの決算サマリーを見ても、当然太刀打ちできなくなると同時に、今の事業を維持するためには会費収入が3億4,000万程必要であり、これを保つためには、300社の新入会がないと財政的に成り立たない。これも一つの局面を語っている。

一方、別な切り口で見た数字が次の表である。詳細な説明は省略するが、受益者負担でいただくお金を引いた残りを会費などで賄うという原則に立つと、今の2,800社で割ると、1社年間14万1,000円になる。これは、現在、年間12万ですので、2万1,000円程会費が足りなくなるという計算である。いろいろな仮説を立てているので、これが全ての側面を語るとは思っていないが、会費の値下げができないという一つの参考のデータとしてご理解いただきたい。

会員あたりの事業費

(金額単位:千円)

	支出(費用)	受益者負担収入	差引
資格・講習・研修関連	143,597	249,777	-106,180
キャンペーン	112,963	78,482	34,481
伝達媒体	39,798	45,628	-5,830
その他事業	64,705		64,705
事業運営経費	276,932		276,932
連携会員・地区運営費用	110,016		110,016
管理費	21,622		21,622
合計	769,633	373,887	395,746
H26.5末会員数			2,805
会員あたり事業費			141

事業運営にあたり負担する費用を会員2,805社で割ると141千円。

年間会費120千円を21,000円(17.5%)オーバー。これは、事業収益でカバーしたことになる。

以上の事情により、今の事業を維持していくには、現段階では会費の値下げができないことをご理解賜りたい。また、財政的に豊かになるよう皆さん方のご協力・ご支援により、一刻も早く会費依存から事業収益によってこの団体が維持できるような体制を構築していきたい。

Q18. 講師の派遣について（事業計画_小項目No.46）

会員企業からの講師派遣については、最初に依頼があった際に、所属の都道府県協会の了解を得ていると思うが、その後の継続の際にも、各地協会の了解を得てほしい。講師につきましては、交代もあり得るので、ぜひその都度了解をとってほしい。

(A)

現在、全国協会では各地区からビルクリーニング、ビル設備管理の技能検定委員、病院清掃受託責任者講習の講師、インスペクター制度の講師などをそれぞれの地区本部を通じて推薦を頂戴している。

質問の各県協会の了解を得てほしいということだが、現在でも検定委員や講師は、地区ごとにおおよそ何名とお願いしている。従って、全国協会に地区本部から推薦いただく段階において、各都道府県協会にはそれぞれの地区本部から何らかのお願いが出ているものと思っている。

地区本部と都道府県協会の連携について、ご指摘のようなケースが各地であるならば、見直す必要があるかもしれない。実情を含めて検討したい。

一方で、講師の確保、育成といった課題の解決は急務になっている。将来にわたりビルメンテナンス業界が継続して発展していくためには、持続した教育が必要で、そのため講師を確保していくことは欠くことができない。本年度はその仕組みづくりを建築物管理訓練センターと協働して検討するので、ぜひ各都道府県協会でも有望な人材の発掘をお願いしたい。